

ひのき王国おかやまロゴマーク使用取扱規程

制定（令和元年7月30日 林第325号）

第1条 趣旨

この規程は、別記ひのき王国おかやまロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第2条 使用承認の申請等

ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、岡山県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- （1）岡山県内の地方公共団体が使用するとき。
- （2）岡山県内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- （3）報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- （4）そのほか、知事が適当と認めたとき。

第3条 使用承認

知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。ただし、第5号に該当する場合であっても、岡山県が不利益を被るおそれがなく、かつ、岡山県の正しい理解を深めるものと認めるときは、ロゴマークの使用を承認することができる。

- （1）岡山県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- （2）岡山県の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- （3）ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- （4）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- （5）特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- （6）そのほか、知事がロゴマークの使用について不適當と認めたとき。

2 前項の承認は、ロゴマーク使用承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

第4条 使用料

使用料は、無料とする。

第5条 使用上の遵守事項

ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）承認された内容により使用し、知事の指示する条件に従うこと。
- （2）承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- （3）原則として、物品等には、©岡山県の表記をデザインに合わせて適正に付すること。

と。

(4) 承認にかかる物品等の完成品の写真を提出すること。

第6条 承認内容の変更の申請

ロゴマークの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、第2条の規定に準じて行うものとする。

第7条 承認の取消し

知事は、ロゴマークの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該ロゴマークの使用承認を取り消し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

- 2 前項の承認の取消しは、ロゴマーク使用承認取消書（様式第3号）をもって行うものとし、承認の取消しを受けた者は、承認を取り消された日からロゴマークを使用することはできないものとする。
- 3 知事は、使用承認を受けた者にロゴマークの使用状況等を報告させ、又は調査することができるものとする。

第8条 使用の期間

ロゴマークを使用できる期間は、2年以内とする。

第9条 使用の非独占性等

この規程による使用承認は、使用承認を受けた者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではなく、また、商品、使用者等について県の推奨を行うものではない。

第10条 損失補償等の責任

県は、ロゴマークの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用承認を受けた者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用承認を受けた者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

第11条 補則

この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規定は、令和元年7月30日から施行する。

別記

ひのき王国おかやまロゴマーク



岡山県知事

殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

ひのき王国おかやまロゴマーク使用承認申請書

下記により、ひのき王国おかやまロゴマークを使用したいので申請します。

記

1 使用対象物件

2 使用目的及び使用方法

3 使用期間（2年以内）

年 月 日 ～ 年 月 日

4 連絡先（担当者、電話番号、E-mail）

5 添付資料

（1）企画書（レイアウト、図案、原稿等）

（2）企業・団体等の概要がわかるもの（パンフレット等）

※個人の場合はプロフィールや活動がわかるもの

規程第3条第1項各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

殿

岡山県知事

ひのき王国おかやまロゴマーク使用承認書

年 月 日付けで申請のありました、ひのき王国おかやまロゴマークの使用につきましては、次のとおり承認します。

記

- 1 使用対象物件、使用目的及び使用方法
年 月 日付け、ひのき王国おかやまロゴマーク使用承認申請書のとおり
- 2 承認期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 使用上の遵守事項
規程第5条各号に掲げる事項を遵守すること。

様式第3号（第7条関係）

林 第 号
年 月 日

殿

岡山県知事

ひのき王国おかやまロゴマーク使用承認取消書

年 月 日付け林第 号で承認をした、ひのき王国おかやまロゴマークの使用につきましては、承認を取り消します。